

2025年8月28日

多摩住民自治研究所 第56回「議員の学校」オンライン研修受講報告書

報告者 日本共産党高山市議団 上嶋希代子、坂下美千代

1. 地域の脱炭素転換と地域発展 歌川 学氏

(1) 気温上昇を低く抑えれば被害も小さくなる⇒このための世界のCO₂排出量を削減

- ・世界で様々な対策を講じれば気温の上昇を1.5℃未満に抑制でき、異常気象や生態系に与える影響、農業被害などを小さくできる
- ・そのためには2030年までにCO₂の排出量を2019年比で48%削減を目指していく
- ・世界も日本もこの10年が非常に重要

(2) 世界のCO₂排出量の割合、人口一人当たりCO₂排出量他(2023年)

- ・世界のエネルギー起源CO₂排出量は351億t-CO₂で、そのうちの日本は3%
- ・人口一人当たりCO₂排出量は日本は世界の中で多い順から5番目(8.22t-CO₂/人)

(3) 世界と先進国のCO₂排出量

- ・目標：世界約140カ国が2050年までにカーボンニュートラル、多くの国がカーボンニュートラルを目指す。
- ・実績：温暖化対策により2013年以降はCO₂排出量の増加がゆるやかになったがまだ減っていない。先進国の中には対策が進展している国が多数ある。省エネと再エネの拡大や、化石燃料の縮小による。

(4) 化石燃料価格高騰

- ・化石燃料の輸入費は2022年度に高騰し、その後も高止まり
- ・日本の発電コスト(2025年3月)は、再エネ電力が火力より安く、購入電力より屋根置き太陽光が安い

(5) 2050年に向け対策を実施した場合の排出削減

- ・対策の想定としては基本的に現在商業化済みの技術を導入

	省エネ	再エネ・燃料転換
電力	(消費側で削減)	・2030年はエネルギー基本計画の火力割合42%まで削減 ・2050年に再エネ電力100%
産業	・省エネ設備更新と改修、優良工場などの省エネを全体に普及 ・熱利用を電化・ヒートポンプ化(200℃以下)	・電力は2050年に全て再エネ電力 ・熱利用は再エネ熱にするか、電化して再エネ電力転換 ・産業高温熱は既存技術普及では化石燃料を残す。新技術利用で再エネ転換。
業務	・更新時に断熱建築普及(2025年以降ゼロエミッションビル普及) ・省エネ設備更新	・電力は2050年に全て再エネ電力 ・熱利用は再エネ熱にするか、電化して再エネ電力転換 ・2050年には業務・家庭部門で化石燃料ストーブ・給湯器・コンロを持たない
家庭	・更新時に断熱建築普及(2025年以降ゼロエミッション住宅普及) ・省エネ機器を更新時に選択	
運輸旅客 運輸貨物	・更新時に燃費の良い自動車に転換 ・電気自動車普及 ・2050年までに全て電気自動車化	・電化のうえ再エネ電力に転換 ・2050年には化石燃料自動車を持たない

○脱炭素に向けた自治体政策

(1) 再生可能エネルギーを進める政策

- ・地域で再エネ発電、再エネ熱利用を普及する政策。地域に専門的情報の提供など
- ・小売り電力の情報提供による電気を選ぶための支援、再エネ共同購入。
- ・電力小売会社を設立し、地域の再エネ電力を集め、地域に供給する(専門家、実務家と協力)
- ・乱開発防止のため、ゾーン制(発電施設の設置促進地域と禁止地域を都市計画のように設定)の導入
- ・地域再エネ資源を地元優先にする政策(理念は国内条例にあり。海外は最低地元出資比率規制)

(2) 地域発展との両立

- ・地域企業が省エネ工事、断熱建築を受注できるように情報提供

(3) 自治体施設

- ・断熱建築、省エネ設備を導入し全施設を省エネ優良施設に転換。新築はゼロミッションビルとする
- ・再エネ発電・再エネ熱利用設備の導入と購入電力の再エネ化で早期に再エネ100%に
- ・公用車は電気自動車で再エネ電力使用。
- ・計画も、費用対効果も含め地域のモデルになる。

※関連する実践報告として

所沢市地域新電力事業について ～（株）ところざわ未来電力～
市民電力が拓く再エネで暮らす未来 NPO法人 こだいらソーラー
上記2つの報告があった。

<研修を受けて>

改めて脱炭素の必要性を学んだ。

市が取り組んでいる、「小規模発電事業の取り組みを後押しする新たな支援制度」への見直しの内容が、市の特性を活かした小水力及び木質バイオマスによるエネルギーの地産地消を推進すること。地域住民、市内事業者の参画により、地域経済の循環及び環境意識の向上を図ることを基本的な考え方としており、既に進められている制度ではあるが、改めて納得することが出来た。

また、今回学んだ脱炭素に向けた自治体の取り組みについて、今後市の状況を調査し、出来ることがあれば提案していきたい。

2. 子どもの権利が活かされる教育を、自治体で支えるためには
荒井文昭（多摩住民自治体研究所理事長・東京都立大学名誉教授）

（1）子どもの権利をめぐる政策の推移

- ・ 1989年 子どもの権利条約が国連で採択
差別の禁止
子どもの最善の利益
生命、生存及び発達に対する権利
子どもの意見の尊重
- ・ 1994年 子どもの権利条約を日本政府が批准する
子どもの意見表明権を実現させていくことの困難さは、学校の中において格段に増していると考えられるが、子どもの意見表明を権利として保障していくことと、子どもに対して「適切な教育指導」をすることとの関係は、いまだに解明できているとは言えない。このことは、現在も残されている課題である。
- ・ 2022年 こども基本法
基本理念の中の意見表明の部分
→全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が保障されること。全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（2）子ども・青年の意識、および不登校の拡大

- ・ 「声を聞いてもらえる」と感じている子どもの割合が低い日本
- ・ 「言っても変わらない」という意思の拡散
- ・ 増え続けている不登校
2023年度の不登校小中学生は34万人を超え、過去最多となった。
小学校から中学校の全学年でみても、すべての学年で増加している。
この事態に対して、文部科学省は「学びの多様化学校」設置を促すことや、教育支援センターによるアウトリーチ支援体制の支援、スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実を図ろうとしているが、事態の改善には程遠い状況が続いている。

(3) 子どもの声がないがしろにされている事例

・学校統廃合一高知県四万十市下田地区の事例

2017年に学校の統廃合計画が発表されてから、下田地区では保護者を中心に反対運動が粘り強く続けられ、その活動にはその後、地区の住民も合流するようになっており、さらに下田小学校と下田中学校に通っていた子どもたち自身が声を上げたことで、さらに各種ニュースでも取り上げられることになった。

署名を行ったり、文科省やこども家庭庁に行って面談し、署名を手渡したり、市長や教育長にも複数回面談を申し入れたり、市議会に請願を提出したりした。

・声を上げた子どもさんの発言

「私が学んだことというのは、自分の中でおかしいと思うことに対して「おかしい」って声を上げることの大切さを学んだと思っている。自分らはやっぱまだ18歳未満で、選挙権がないから、政治を動かしていく大人を自分たちで選んでいくことはできない。だから、どうしても声を上げていかないと、自分たちの意見を聞いてもらったりとか、反映してもらったりすることはできなくなってしまう。だからこそ、自分がおかしいと思ったことをはっきり伝えることが、すごく大切だと思うし、そうやっておかしいって言える環境があることも、すごくありがたいことだと感じた。」「もうひとつあって、大人の理不尽なところがすごく分かった。どれだけでも自分たちが、実行してほしい理由だったりとか、こうしてほしいっていうのを言ったり、そのメリットを言ったりだとか、そうしてほしい気持ちをどれだけ訴えても言っても声を上げて、出来ない理由を本当に一生懸命探して、それしか言わなかったり～ 子どもには絶対わからんだろうなって思うくらいの難しい言葉を使って話したりとか～」

「最終的に判断を下すのは大人なので、悔しい思いもたくさんしました。この活動は自分にとって、行政のしていることに対して、批判的に考えてみたり、意見を持ち伝えることの重要性に、気づかせてくれるものでした。」

(4) 子どもの権利条例づくり

- ・2025年4月現在、81自治体が「子どもの権利保障をはかる総合的な条例を制定している。

(岐阜県では、多治見市、岐阜市、笠松町、本巣市)

(5) 学校運営協議会の課題

- ・現状の学校運営協議会制度には今後、設置目的に「子どもの最善の利益」をかけること、子ども代表を学校運営協議会メンバーに加えていくこと、そして校長以外の教職員代表をメンバーに加えていくことなどの改善が必要と考えられる。

そして改善を進めるには、教職員の多忙問題を解決し、子どもと向き合える時間をより確保できるようにすること、そしてまた授業準備に充てることができる条件整備を平行して進めていくことも必須となっている。

これらのことは、教育委員会の権限と責任で取り組むことがらということに法律上はなっているが、2014年の法改定以降は、実質的には首長と議会が条例を整備したり、財政面で教育現場を支援したりなどが行われないと、なかなか進まないものとなっている。その意味では、今まで以上に議会の責任は重くなってきたと言わなければならない。

(6) 子どもの声が届く学校づくり

- ・高知県奈半利町奈半利中学校の取り組み

子ども・教職員・保護者の三者協議会によって学校運営に取り組んでいる。

<研修を受けて>

「子どもの意見表明権」を本当の意味で保障するには、ただ意見を言ってもらえる場をつくれればよしではないことを、改めて実感した。

事前の情報提供や学習機会の確保がなければならない。

また、様々な手法や機会を組み合わせることで意見を聴取するとともに、聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心して安全に意見を表明できる環境を確保することが求められる。

その意見を重要な情報として扱い、正當に考慮しこどもの最善の利益を実現する観点で検討をする。その後、意見がどのように扱われ、どのような結果となったかをわかりやすく伝えること、そのプロセスを社会全体に発信することが求められていると学んだ。

不登校児童、生徒が増えている現状だからこそ、こどもの思いや願いを聴く必要性を強く感じている。

3. 自治体の気候変動政策と市民の取り組み

国際環境 NGO FoE Japan 吉田 明子氏

(1) 中小企業の再エネ選択と地域経済循環

- ・ 中小企業のGX、脱炭素経営が重視されている
- ・ しかし、その力点は現在省エネに置かれており、再エネについての言及はごくわずかである
- ・ 地域の中小企業が地域の再エネ電力を購入したり、自社の敷地もしくは地域内に再エネ発電設備等を整備していく動きは脱炭素地域づくり、地方創生、地域経済循環にもつながる
- ・ 中小企業政策に地域脱炭素政策、地域再生エネ政策を結び付けていく必要がある

(2) 先行事例：酒造業と再エネ・SDGs

- ・ 大和川酒造（福島県喜多方市）
- ・ 吉田酒造店（石川県白山市）
- ・ 井上酒造（神奈川県小田原市）
- ・ 神戸酒心館（兵庫県神戸市）

<研修を終えて>

「1. 地域の脱炭素転換と地域発展」の内容とも重複しており、こちらの感想は1. で述べた内容と同様。